

糸島市高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)
概要版

令和3年3月

糸 島 市

第1章 計画策定にあたって

計画策定の背景

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年以降、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが予測されています。また、近年は自然災害や新型コロナウイルス感染症に関する対策の強化が必要になっています。災害や感染症が発生した場合も、介護を要する人に必要なサービスを継続的に提供できる体制を整備することが重要です。

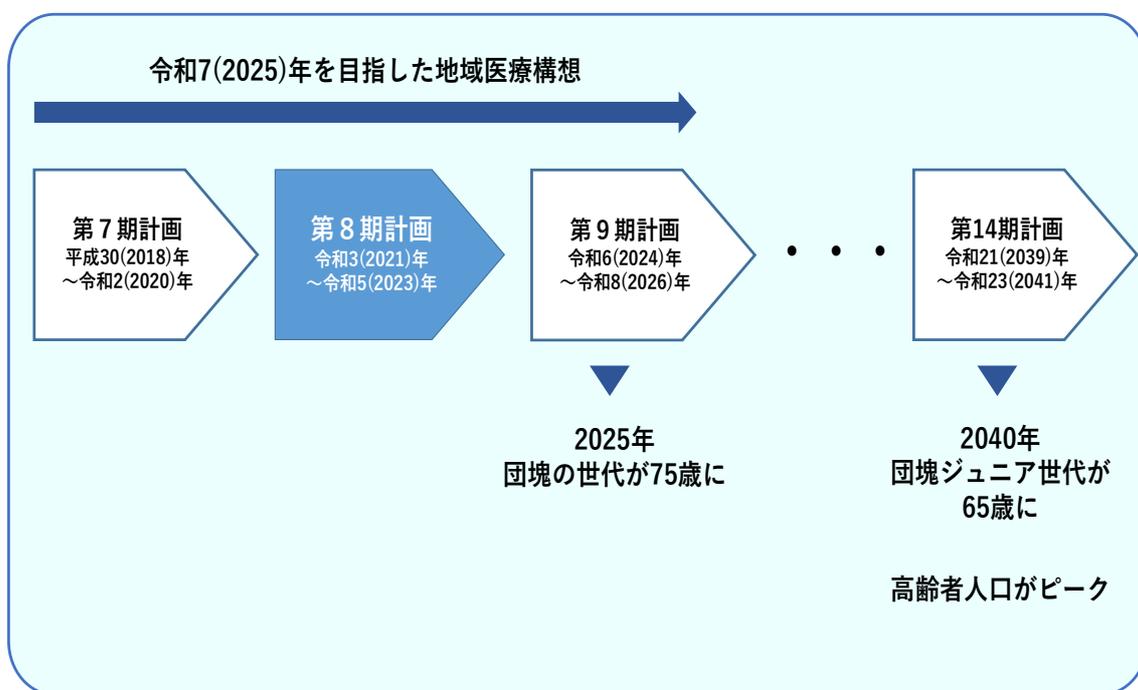
本市では、平成27(2015)年3月に「糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、「いとしま地域包括ケアシステム」の構築を進めました。平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までを計画期間とする第7期計画においては、地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の機能強化や介護予防・日常生活支援総合事業の充実等に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を図りました。

計画の法的位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者保健福祉計画、及び介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定したものです。

計画の期間

本計画は、令和3(2021)年度を初年度として令和5(2023)年度を目標年度とする3か年計画です。令和7(2025)年を見据え、第6期計画から開始した地域包括ケアシステムの構築のための方向性を継承しつつ、福岡県地域医療構想を踏まえた計画を策定します。



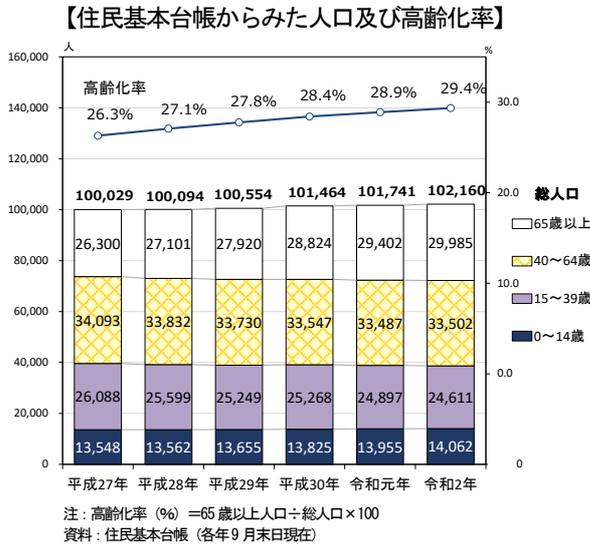
※団塊の世代：昭和22(1947)年から昭和24(1949)年にかけて生まれた世代

団塊ジュニア世代：昭和46(1971)年から昭和49(1974)年にかけて生まれた世代

第2章 本市の高齢者等を取り巻く現状

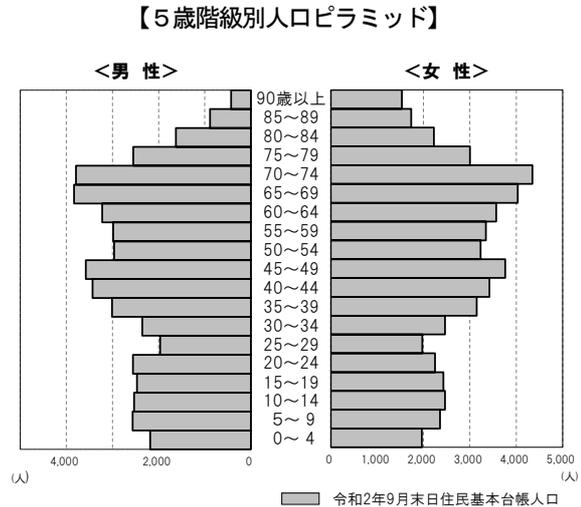
■人口構造の推移

平成27年から令和2年までの住民基本台帳人口をみると、総人口は緩やかに増加しています。年齢階層別にみると、64歳以下は減少し続けていますが、65歳以上の人口は増加し続けています。



■人口ピラミッド

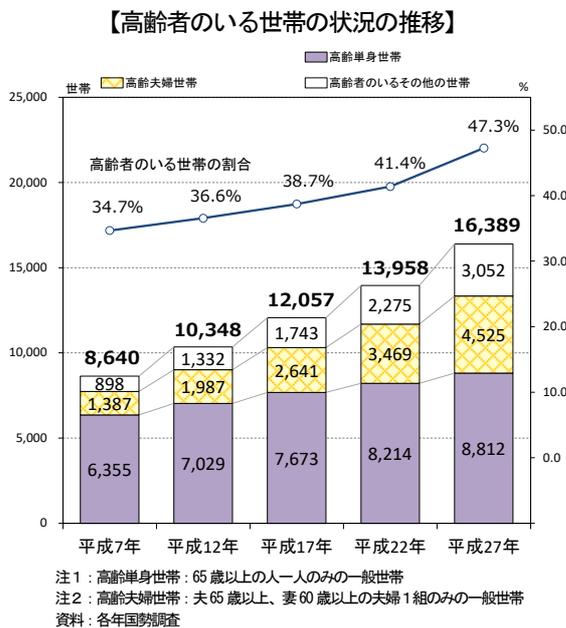
令和2年9月末日現在の住民基本台帳人口に基づく5歳階級別人口ピラミッドをみると、いわゆる団塊の世代の高齢化が進み、65歳から74歳までの前期高齢者にあたる年齢層が最も多くなっています。



■高齢者のいる世帯

高齢化の進展に伴い、高齢者のいる世帯数も増加傾向にあり、平成27年の高齢者のいる世帯は、一般世帯(総世帯から施設等の世帯を除いたもの)の47.3%数を占めています。

また、平成7年以降の推移をみると、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の増加が続いており、高齢者のみの世帯が著しく増えていることがわかります。



■日常生活圏域別の状況

本市では、おおむね中学校区を単位として、5つの日常生活圏域を設定しています。

65歳以上の高齢者人口が最も多いのは前原東圏域(7,890人)、次いで前原西圏域(7,294人)の順となっていますが、高齢化率は二丈圏域が36.8%で最も高く、次いで志摩圏域(34.1%)の順となっています。

【日常生活圏域別にみた高齢者人口及び高齢化率】

圏域	小学校区	総人口	前期高齢者 (65～74歳)	後期高齢者 (75歳以上)	高齢者数 (65歳以上)	高齢化率
前原東	波多江	12,393	1,736	1,497	3,233	26.1
	東風	9,023	1,053	883	1,936	21.5
	怡土	7,110	1,535	1,186	2,721	38.3
	計	28,526	4,324	3,566	7,890	27.7
前原西	前原	11,899	1,607	1,343	2,950	24.8
	南風	8,711	923	812	1,735	19.9
	加布里	7,390	1,412	1,197	2,609	35.3
	計	28,000	3,942	3,352	7,294	26.1
前原	前原南	10,586	1,393	1,199	2,592	24.5
	長糸	1,966	357	344	701	35.7
	雷山	3,776	644	537	1,181	31.3
	計	16,328	2,394	2,080	4,474	27.4
二丈	一貴山	3,422	682	614	1,296	37.9
	深江	5,219	979	900	1,879	36.0
	福吉	3,991	735	739	1,474	36.9
	計	12,632	2,396	2,253	4,649	36.8
志摩	可也	9,092	1,466	1,286	2,752	30.3
	桜野	2,442	460	437	897	36.7
	引津	5,140	1,026	1,003	2,029	39.5
	計	16,674	2,952	2,726	5,678	34.1
総計		102,160	16,008	13,977	29,985	29.4

資料：住民基本台帳人口(令和2年9月末日現在)

第4章 計画の基本構想

計画の基本理念

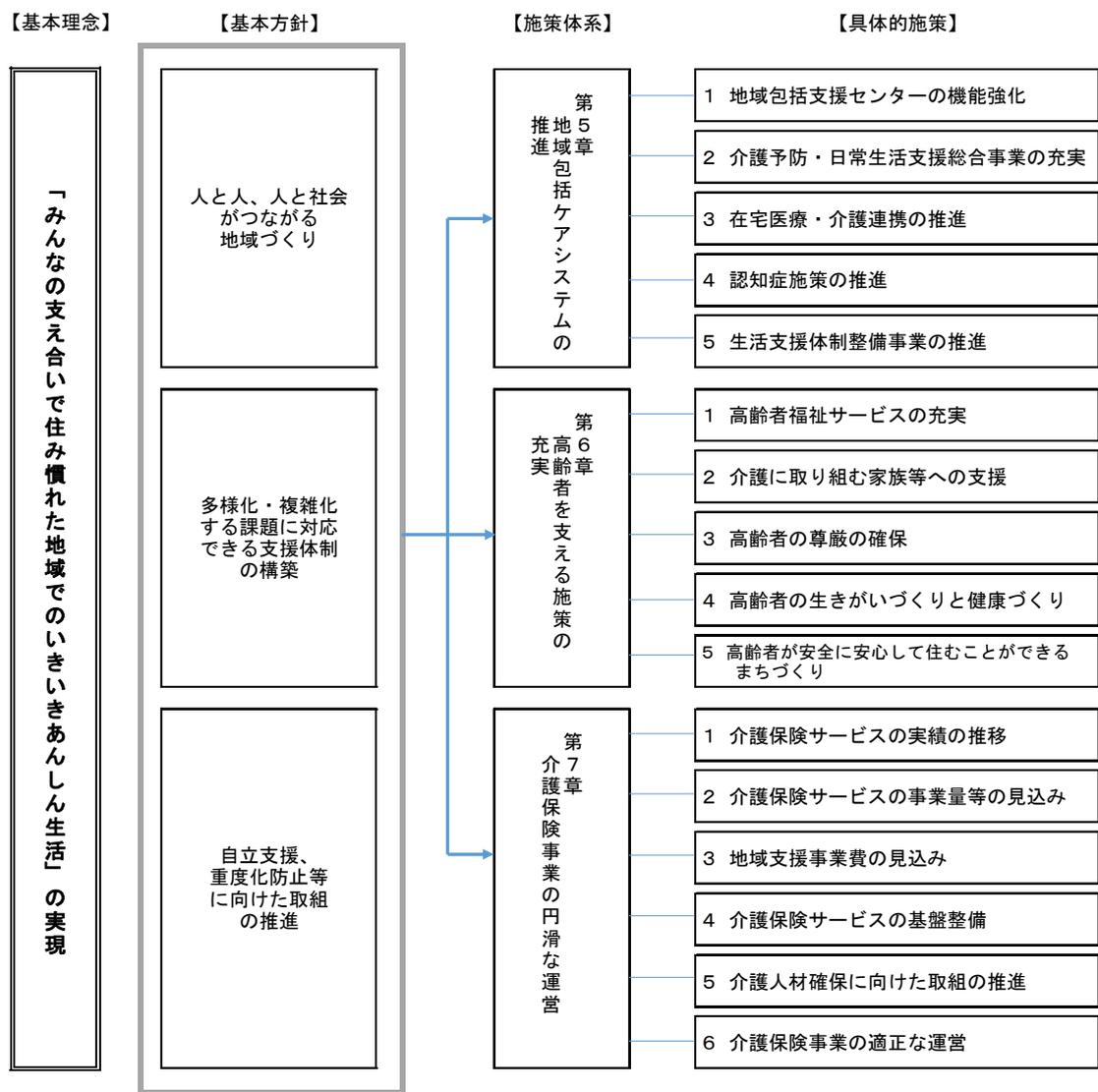
第8期計画においては、第7期計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、「いとしま地域包括ケアシステム」の推進に向けた取組を継続します。また、センターの機能強化を図り、関係機関との連携及び地域づくりに向けた支援を強化することによって、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組については、具体的な評価項目を定め、介護予防・健康づくり施策の推進を図ります。

基本理念は第7期計画と同じく

**「みんなの支え合いで住み慣れた地域での
いきいきあんしん生活」の実現**

とします。

施策の体系



5つの重点施策

①地域包括支援センターの機能強化

②新たな包括的支援体制の構築

③介護予防・健康づくり施策の推進

④認知症施策の推進

⑤サービス基盤の整備及び介護人材確保に係る取組の推進

達成すべき指標

(1) 基本方針に係る指標【成果指標】

項目	現状 (令和元年度実績)	令和5年度 目標
①人と人、人と社会がつながる地域づくり		
・ 家庭や地域が手を差し伸べ、 支え合っていると思う市民 の割合 (市民満足度調査)	47.1%	50%
・ 60歳以上で、生きがいを持って 生活している市民の割合 (市民満足度調査)	61.9%	65%
②多様化・複雑化する課題に対応できる支援体制の構築		
・ 複合的課題を有する人の相談 終結率	未把握	80%
③自立支援・重度化防止に係る取組の推進		
・ 健康づくりの環境が充実して いると思う市民の割合 (市民満足度調査)	46.2%	48.5%
・ 要介護認定率 (推計値と比較し伸びを抑制)	14.6%	15.0%以下

(2) 重点施策の進捗状況の評価に係る指標【活動指標】

項目	現状 (令和元年度実績)	令和5年度 目標
①地域包括支援センターの機能強化		
・ 地域ケア会議検討事例件数 (H27年度からの累計)	2,062件	4,100件
・ 要支援者から事業対象者 または自立になった件数	136件	160件
②新たな包括的支援体制の構築		
・ 地域ささえあい会議で創出 された事業数	1事業	10事業
・ 市と市内で活動している市民 団体で実施した協働事業数	23事業	38事業
・ 多機関連携による相談対応件数	未把握	50件
③介護予防・健康づくりの推進		
・ フレイルチェック参加人数	110人	2,140人
・ シニアクラブ組織数	107クラブ	110クラブ
・ 「ふれあい生きいきサロン」 など高齢者の通いの場の数	130か所	163か所
④認知症施策の推進		
・ 認知症サポーター養成数 (H27年度からの累計)	8,784人	10,200人
・ 認知症初期集中支援チーム 支援数	11人	20人
・ 「共生」の推進を目的とする 新規事業数	0事業	2事業
⑤サービスの基盤整備及び介護人材の確保に係る取組の推進		
・ 看護小規模多機能居宅介護 事業所の整備	0か所	1か所
・ 介護人材確保に向けた取組に 係る検討会議の実施	未実施	実施
・ 介護人材確保に向けた事業の 実施	未実施	実施

第5章 地域包括ケアシステムの推進

1 地域包括支援センターの機能強化

- ▶ **地域包括支援センターの適正な運営**
 - ・ 基幹型地域包括支援センターを中心とした運営体制の確立
 - ・ 地域課題の解決に向けた地域との連携強化
 - ・ 事業評価体制の確立
- ▶ **包括的支援体制の構築に向けた多職種・多機関連携の強化**
- ▶ **地域包括支援センターの検証を見直し**
 - ・ センターの更なる機能強化のため、事業評価体制を確立し、評価結果に基づき、センターの検証と見直しを行います。
- ▶ **自立支援型ケアマネジメントの推進**

2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- ▶ **効果的・効率的な介護予防事業の推進**
 - ・ 介護予防把握事業
 - ・ 介護予防普及啓発事業
 - ・ 地域介護予防活動支援事業
 - ・ 地域リハビリテーション活動支援事業
 - ・ 一般介護予防事業評価事業
- ▶ **自立支援や重度化防止を目的とした介護予防・生活支援サービス事業の確立**
 - ・ 訪問型サービス
 - ・ 通所型サービス
 - ・ 事業所の指定及び指導・監督
- ▶ **介護予防・日常生活支援総合事業の評価の実施**

3 在宅医療・介護連携の推進

- ▶ **現状分析及び関係者間の課題の共有**
 - ・ 地域の社会資源や市民ニーズの把握
 - ・ 関係者への情報共有
 - ・ 関係機関が課題を共有し、話し合う場の設置
- ▶ **課題に応じた事業の推進**
 - ・ 市民への普及啓発
 - ・ 関係者に関する相談支援
 - ・ 多職種協働研修
- ▶ **事業評価及び評価結果の活用**

4 認知症施策の推進

- ▶ **認知症への理解を深めるための普及啓発**
 - ・ 認知症予防や早期発見・対応に係る啓発
 - ・ 認知症キャラバンメイトの育成と活動の支援
 - ・ 認知症サポーター養成講座
- ▶ **認知症の人とその家族を支える地域づくり**
 - ・ 地域が主体的に行う取組への支援
 - ・ 認知症カフェ助成事業
 - ・ チームオレンジ設置に向けた支援
- ▶ **認知症の容態に応じた医療・介護サービスの提供に係る支援**
 - ・ 認知症ケアパスの普及
 - ・ 認知症初期集中支援事業の体制強化
 - ・ 認知症サポート医を中心とした医療連携の体制整備
 - ・ 認知症地域支援推進員の配置
- ▶ **認知症の人への社会参加支援の促進**
 - ・ 交流の場への参加支援
 - ・ 認知症の人同士が話し合う場の設置

5 生活支援体制整備事業の推進

- ▶ **地域課題を共有する地域ささえあい会議への支援**
- ▶ **地域を支援する生活支援コーディネーターの活動強化**
- ▶ **地域課題に応じた取組に対する支援**
 - ・ 地域ささえあいサポーター養成講座
 - ・ コミュニティセンター等との連携による事業の推進
- ▶ **生活支援体制整備推進協議会による事業評価**

第6章 高齢者を支える施策の充実

1 高齢者福祉サービスの充実

▶ 高齢者を見守り、暮らしを支えるサービスの提供

【主な事業】

- ・ 高齢者見守り事業
- ・ 緊急通報装置貸与事業
- ・ 糸島市高齢者SOSシステム
- ・ 徘徊高齢者等位置検索サービス事業
- ・ 配食サービス事業
- ・ 軽度生活援助事業
- ・ 高齢者等住宅改造助成事業

【その他の事業】

- ・ 敬老金支給事業

2 介護に取り組む家族等への支援

▶ 介護に取り組む家族等への支援

【主な事業】

- ・ 介護用品給付サービス事業
- ・ 移送サービス事業
- ・ 緊急ショートステイ事業
- ・ 家庭介護者向け研修会

3 高齢者の尊厳の確保

▶ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知・啓発を図り、制度の利用を促進します。

▶ 高齢者虐待防止対策等の推進

- ・ 高齢者虐待に関する普及啓発
- ・ 高齢者虐待防止ネットワークの構築
- ・ 高齢者虐待相談等窓口の周知
- ・ 通報(努力)義務の周知
- ・ 専門的人材の確保

4 高齢者の生きがいづくりと健康づくり

▶ 健康づくりの推進

【主な事業】

- ・ 健康管理体制の充実
- ・ 地域と連携した健康づくり事業の推進
- ・ フレイル予防に関する知識の普及と保健指導の充実
- ・ 口腔保健の充実

▶ 生涯学習・スポーツの普及啓発

【主な事業】

- ・ 生涯学習情報誌の発行
- ・ スポーツチャレンジ事業
- ・ 糸島市運動公園整備・管理運営事業

▶ 健康福祉施設等の有効利用

▶ シニアクラブ活動の推進

▶ ボランティア活動の推進

▶ 就労支援

5 高齢者が安全に安心して住むことができるまちづくり

▶ 居宅で養護を受けることが困難な高齢者への支援

▶ 消費者被害の防止

▶ 交通・移動手段の確保と交通事故防止に向けた取組

▶ 災害時の要配慮者対策

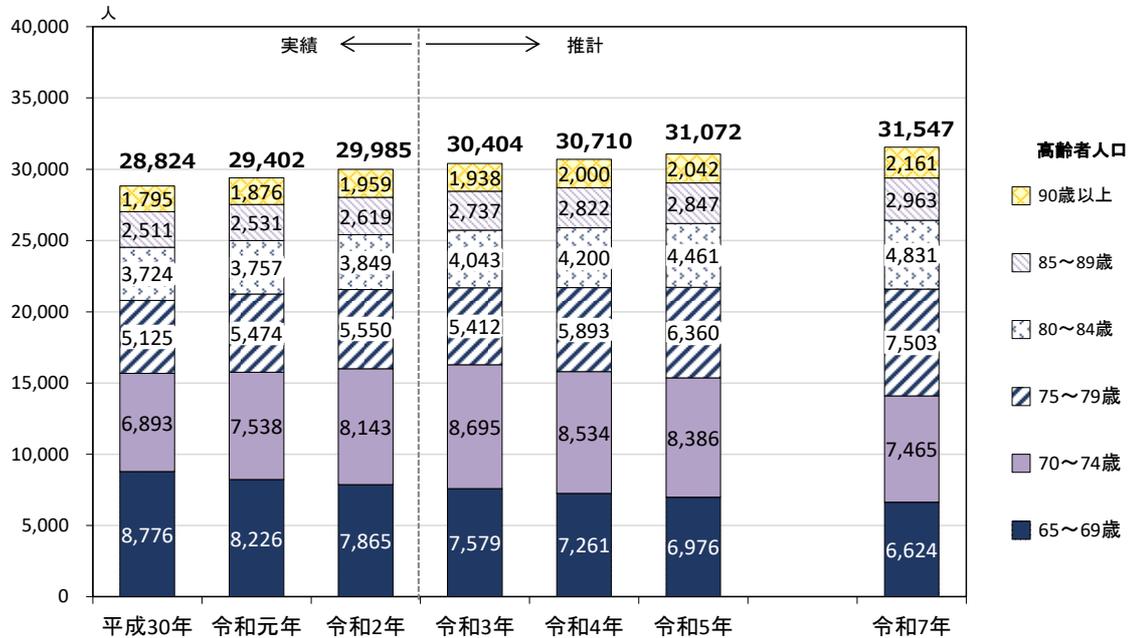
▶ 感染症対策に係る体制整備

第7章 介護保険事業の円滑な運営

被保険者数の推計

令和3(2021)年度からの被保険者数の推計値については、『第2次糸島市長期総合計画』に合わせ、以下のように設定しました。

【被保険者数の推計（年齢階層別）】

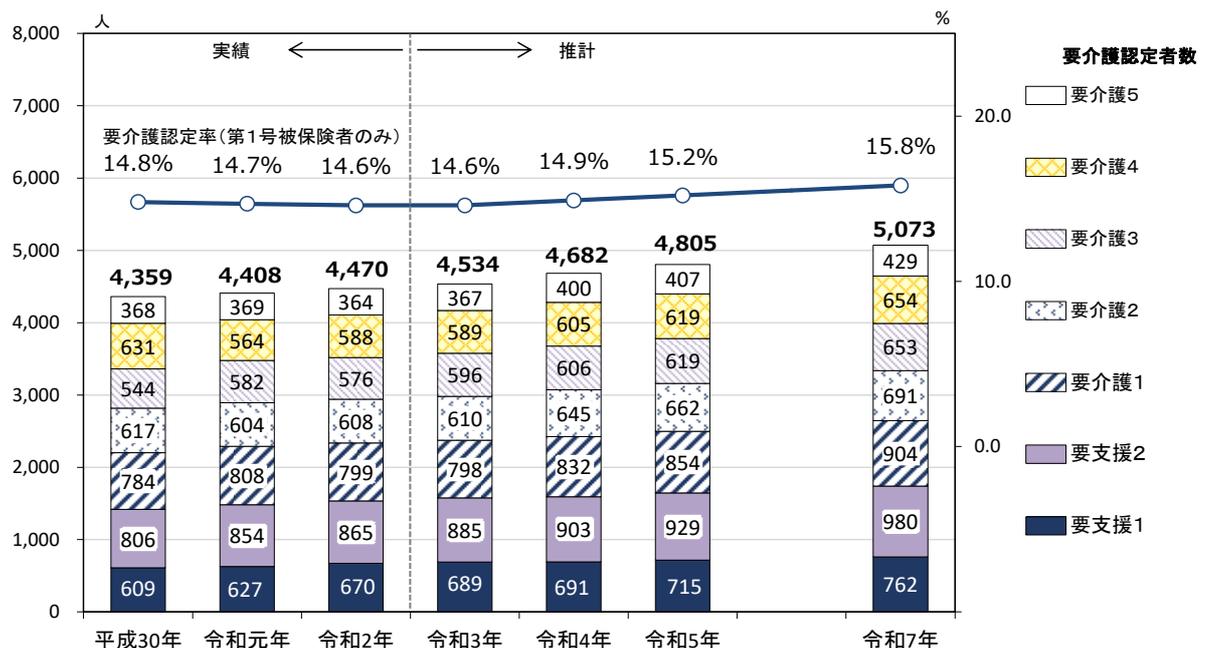


注：令和2(2020)年度までは住民基本台帳人口、令和3(2021)年度からは第2次糸島市長期総合計画人口ビジョン将来展望の推計結果をもとに設定

要介護認定者数の推計

要介護認定者の推計については、被保険者の将来推計結果及び本市の要介護認定者の出現率を加味し、次のように推計しました。

【要介護認定者数の推計（要介護度別）】



注：令和2(2020)年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、令和3(2021)年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

保険給付費の見込額

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	8,044,724	8,356,031	8,647,989	25,048,744
総給付費	7,589,987	7,898,929	8,179,238	23,668,154
介護サービスの総費用(要介護1～5)	7,146,897	7,435,522	7,701,485	22,283,904
居宅サービス	2,478,645	2,660,379	2,747,275	7,886,299
地域密着型サービス	1,208,147	1,296,283	1,465,979	3,970,409
施設サービス	3,200,706	3,202,483	3,202,483	9,605,672
居宅介護支援	259,399	276,377	285,748	821,524
介護予防サービスの総費用(要支援1・2)	443,090	463,407	477,753	1,384,250
介護予防サービス	362,838	380,380	391,223	1,134,441
地域密着型介護予防サービス	23,069	23,082	24,691	70,842
介護予防支援	57,183	59,945	61,839	178,967
特定入所者介護サービス費等給付額	232,200	221,311	227,145	680,656
高額介護サービス費等給付額	187,977	195,115	200,253	583,344
高額医療合算介護サービス費等給付額	30,269	36,190	36,748	103,206
算定対象審査支払手数料	4,292	4,487	4,605	13,384
審査支払手数料支払件数	99,809件	104,344件	107,092件	311,245件

地域支援事業費の見込額

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費総額	539,943	544,122	547,075	1,631,140
介護予防・日常生活支援総合事業費	311,368	315,547	318,500	945,415
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	177,558	177,558	177,558	532,674
包括的支援事業(社会保障充実分)	51,017	51,017	51,017	153,051

注：端数処理の関係で、合計は内訳の総和と一致しない場合があります。

介護保険サービスの基盤整備計画の内容

① 地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設1か所(29床)の整備を行うことにより、施設入所待機者の解消と待機期間の短縮を図ります。

② 看護小規模多機能型居宅介護事業所

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を合わせた「看護小規模多機能型居宅介護」1か所を整備することで、介護サービスと看護の一体的な提供による医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図ります。

介護人材確保に向けた取組の推進の内容

- ▶ 介護人材の確保
- ▶ 介護現場の業務の効率化

介護保険事業の適正な運営の内容

- ▶ 介護サービスの質の向上
- ▶ 利用者・介護者への支援
- ▶ 介護給付の適正化

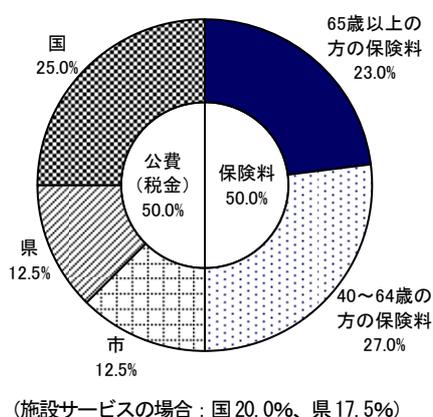
第8期計画期間中の保険料

介護保険の財源

■介護保険給付費の財源内訳

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費（税金）で負担します。第8期計画期間（令和3～5年度）においては、65歳以上の方（第1号被保険者）に保険給付費の23%を保険料として負担していただきます。

【介護保険給付費の財源内訳】
（在宅サービスの場合）



■地域支援事業費の財源内訳

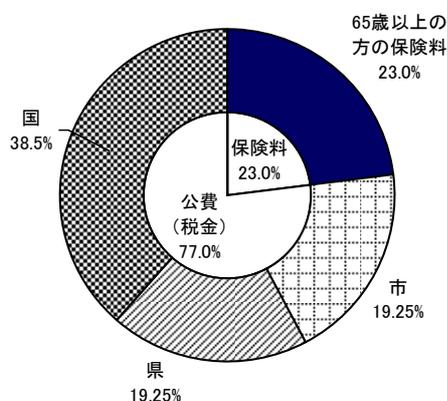
<介護予防・日常生活支援総合事業>

左の介護保険給付費（在宅サービスの場合）と同じです。

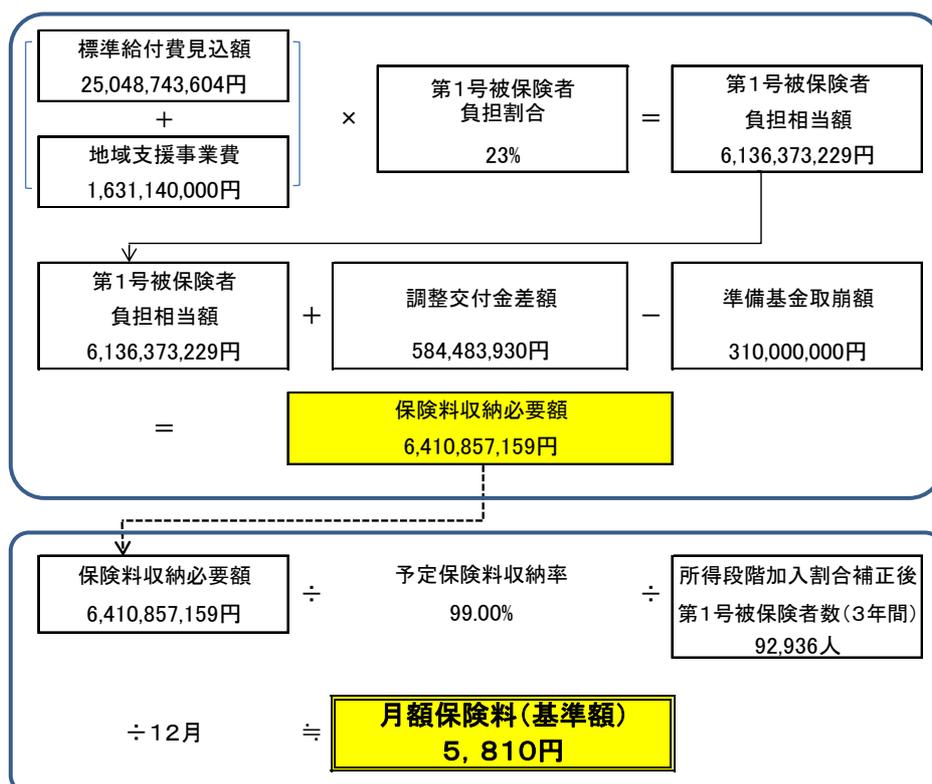
<包括的支援事業及び任意事業>

地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業に要する費用は、23%を第1号被保険者の保険料として負担いただき、77%を公費で負担します。

【地域支援事業の財源内訳】
（包括的支援事業及び任意事業の場合）



介護保険料の決まり方



所得段階別の保険料及び基準額に対する割合

第8期保険料基準額 年額 69,720円 月額 5,810円

課税状況	所得段階	対象者	基準額に対する割合	第8期保険料	(参考) 第7期保険料 (令和2年度)	
				年額 (月額)	年額 (月額)	
非課税世帯	第1段階	老齢福祉年金受給かつ市民税世帯非課税者、生活保護受給者、市民税世帯非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	※0.30	※20,910円 (1,742円)	※20,910円 (1,742円)	
	第2段階	市民税世帯非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の者	※0.50	※34,860円 (2,905円)	※34,860円 (2,905円)	
	第3段階	市民税世帯非課税者で上記以外の者	※0.70	※48,800円 (4,066円)	※48,800円 (4,066円)	
課税世帯	本人非課税	第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.90	62,740円 (5,228円)	62,740円 (5,228円)
		第5段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で上記以外の者	1.00	69,720円 (5,810円)	69,720円 (5,810円)
	本人課税	第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円未満の者	1.16	80,870円 (6,739円)	80,870円 (6,739円)
		第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円以上210万円未満の者	1.33	92,720円 (7,726円)	92,720円 (7,726円)
		第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.65	115,030円 (9,585円)	115,030円 (9,585円)
		第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	1.95	135,950円 (11,329円)	135,950円 (11,329円)
		第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	2.00	139,440円 (11,620円)	139,440円 (11,620円)
		第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	2.25	156,870円 (13,072円)	156,870円 (13,072円)
		第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が800万円以上の者	2.30	160,350円 (13,362円)	160,350円 (13,362円)

※低所得者の保険料軽減対策として、第1～第3段階については消費税による公費が投入されています。

(参考)過去の保険料基準額(月額)

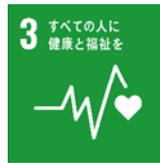
第5期 (平成24～26年)	第6期 (平成27～29年)	第7期 (平成30～令和2年)
4,800円	5,320円	5,810円

● 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連

持続可能な開発目標(SDGs：Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組)から構成されています。

長期総合計画においても施策の展開にSDGsの目標を設置しています。本計画は、長期総合計画の施策とも連携していることから、SDGsの目標から、3「すべての人に健康と福祉を」、10「人や国の不平等をなくそう」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」の3つを挙げ、本計画を推進していきます。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画【概要版】

令和3年3月

糸島市健康増進部 介護・高齢者支援課

TEL：092（323）1111（代表）